個人情報取り扱いに関する特記事項

1. 個人情報の適切な管理

受託者は、個人情報を取り扱う業務を履行する場合は、個人情報の漏洩、紛失、毀損、改ざん等の事故を防止し、個人情報を適切に管理するため、下記の措置を講じなければならない。

1 管理体制の整備および管理責任者の選定、届出
2 管理台帳の作成、管理
3 情報を記録した紙、媒体、コンピュータ等を保管する施錠可能な保管場所の確保
4 コンピュータ等で取り扱う際の、パスワード付与、暗号化等の電磁的措置
5 個人情報を取り扱う事業所、事務所における防犯体制
6 従事者に対する個人情報保護の指導、研修

2. 秘密保持

受託者または受託業務に従事している者は、その業務に関して知り得た情報を他人に知らせたり、不当に利用してはならない。また、委託業務終了後も同様の義務を負うものとする。

受託者は組合が必要と認める場合は、秘密保持に関する宣誓書を提出しなければならない。

3. 再委託の禁止

受託者は、個人情報を取り扱う業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、事前に組合に対して文書により再委託を申請し、承認を受けた場合はこの限りではない。

4. 目的外使用の禁止

受託者は、委託業務履行のために組合から渡された個人情報、及び業務の履行のために自ら収集した個人情報を、当該委託契約の目的以外の目的のために利用してはならない。

5. 第三者への提供禁止

受託者は、委託業務履行のために組合から渡された個人情報、及び業務の履行のために自ら収集した個人情報を、第三者に提供してはならない。ただし第三者への提供を前提とした委託契約で、本人から文書による同意を得られた場合はこの限りではない。

6. 複写、複製の禁止

受託者は、委託業務履行のために組合から渡された個人情報、及び業務の履行のために自ら収集した個人情報の複写、及び複製を作成してはならない。ただし、文書により、組合に対して複写、複製の申請を行い、承認を受けた場合はこの限りではない。その場合、受託者の個人情報管理責任者は、業務終了後、複写、複製の返還、廃棄を確認しなければならない。

7.　個人情報の返還、廃棄

受託者は、委託業務履行のために組合から渡された個人情報、及び業務の履行のために自ら収集した個人情報を、業務終了後、速やかに組合に返還しなければならない。また、受託者のコンピュータ、媒体内の個人情報は速やかに復元できない方法で消去を行い、管理責任者は消去の確認を行うとともに、組合に対して消去を行った旨報告しなければならない。

8.　作業場所の特定

受託者は、委託業務履行のために取り扱う個人情報を、組合が指定する場所から持ち出してはならない。ただし、事前に組合に文書で申請し、承認を受けた場合はこの限りではない。その場合の個人情報の取り扱いも特記事項１に準じるものとする。

9.　個人情報取り扱いに関する立ち入り調査

組合は、委託した業務に関し、受託者の個人情報取り扱いに疑義が生じた等、必要があると認めた場合、受託者に報告書を提出させ、また、事務所、事業所等へ立ち入り、当該委託契約の個人情報取り扱いについて調査を行う。
受託者が個人情報保護に関する規定等を設けている場合は、その規定等を勘案した上で立ち入り調査を実施する。

１０．事故発生時の報告

受託者は、受託した業務で使用している個人情報に関し、漏洩、紛失、毀損等の事故が発生した場合、速やかに組合に報告するとともに、情報管理体制を活用し、最善の方策を講じなければならない。

１１．事故発生時の損害賠償について

受託者の契約違反または情報管理の不備により、受託業務にかかる個人情報に漏洩、紛失、毀損等の事故が発生し、それにより組合が損害をこうむった場合、受託者は組合に対しその損害を賠償しなければならない。

１２．契約の解除について

組合は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

１３．法令及び組合の条例等遵守

受託者は個人情報保護法を遵守するとともに、宇和島地区広域事務組合個人情報保護条例、宇和島地区広域事務組合情報セキュリティポリシーを遵守し、業務を適正に履行しなければならない。